

平成24年6月
農林水産省
消費・安全局動物衛生課

メキシコ・ハリスコ州の豚コレラ清浄地域認定に係る リスク評価の概要

1 背景

- (1) メキシコから我が国に輸入される豚肉等については、2000年以降豚コレラに係る地域主義を認め、我が国が豚コレラ清浄地域と認めた5州からの輸入を認めている。
- (2) 2008年6月、メキシコから、ハリスコ州について豚コレラ清浄地域に追加認定してもらいたい旨の要請があり、これまでリスク評価のための情報収集等を進めてきたところ。
- (3) メキシコ全土の家畜衛生体制等については、評価済みであることから、今般、ハリスコ州の家畜衛生体制、防疫対策及びサーベイランス状況（清浄性の確認）等について評価を行い、特に問題はないと判断されたことから、同州を豚コレラ清浄地域に追加認定することとしたい。

2 ハリスコ州の家畜衛生体制等に関する情報

【獣医組織体制】

農畜水産農村開発食料省動物衛生局（DGSA）が家畜衛生行政を執行しており、同局が運営する「口蹄疫及びその他の海外病予防のための米墨委員会」（CPA）が豚コレラのサーベイランス、診断等を担当している。

【家畜衛生に関する主な法規等】

ハリスコ州では、メキシコ全土と共通の豚コレラ撲滅のためのガイドラインが整備されている。

【畜産業の状況】

2011年のハリスコ州における豚の飼養状況は次のとおり。
（商業養豚：2,570,048頭、1,144戸、裏庭養豚[※]：26,214頭、918戸）。

※：裏庭飼養豚は、輸出用と畜施設には出荷されない。

【食肉関連施設の管理措置】

ハリスコ州には、メキシコ連邦政府による審査を受け、輸出用に認定されていると畜施設が2施設存在している。これらの施設には連邦政府の検査官が常駐し、と畜前後検査等の措置が講じられている。

【家畜疾病の発生状況、サーベイランス及び診断体制】

ハリスコ州における豚コレラの最終発生は2001年である。同州は、2004年5月以降、豚コレラワクチン接種を全面禁止し、2006年7月にメキシコ連邦政府は豚コレラ清浄地域であると発表した。

受動的サーベイランスとして、豚コレラの疑いを認めた場合の届出制度が整備されている。

能動的サーベイランスとして、ELISA検査等が実施されている（検査法等は米国農務省からも承認）。

なお、異状が発見された場合、検体はCPAの中央診断研究所（バイオセーフティレベル3）に送付され確定診断が実施される。

【家畜疾病の防疫措置及び検疫】

異状が認められた場合の通報体制、感染疑い農場での対応、疾病確定時の防疫措置等の国内防疫対応が可能な体制が整備されている。

3 総合評価

- (1) 家畜衛生体制に関しては、組織・法制度ともに、我が国が清浄性を認めた5州と同様に、豚コレラの発生予防や発生時の防疫対応が可能な体制が整備されている。
- (2) 豚コレラのサーベイランス及び通報体制等が機能しており、輸出検疫、証明等の対応にも問題はない。

以上のことを踏まえ、ハリスコ州を豚コレラ清浄地域に追加認定し、同州からの豚肉等の輸入を認めて差し支えないものとする。